昭和五十二年政令第三百二十九号 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関す

関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四内閣は、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に に基づき、この政令を制定する。 第二条第一項及び第七条第一項第四号の規定

2

する臨時措置法(以下「法」という。) 第二条一条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関 第一項の政令で定める業種は、別表のとおりと (法第二条第一項の政令で定める業種)

第二条 法第七条第一項第四号の政令で定める給 付金は、次のとおりとする。 (法第七条第一項第四号の政令で定める給付金)

ることに要する費用に充てるための自営支下「手帳所持者」という。) が事業を開始す 法第七条第一項に規定する手帳所持者(以

することを促進するための再就職奨励金 む。次号において同じ。) の紹介により就職 事業主が地方運輸局の紹介により手帳所持 手帳所持者が地方運輸局(運輸監理部を含

者を雇い入れることを促進するための雇用奨

(法第十条の政令で定める法人)

究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人第三条 法第十条の政令で定める法人は、国立研 人都市再生機構及び独立行政法人水資源機構と 鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法

この政令は、 昭和五十三年一月二日から施行

三七七号) 則 (昭和五三年一一月二〇日政令第

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。 0号) (昭和五四年一月二五日政令第

四六号) (昭和五五年五月三一日政令第

この政令は、公布の日から施行する。 (昭和五六年一月一七日政令第二

この政令は、公布の日から施行する。 《昭和五六年三月二七日政令第四

1

1

四月一日)から施行する 政管理庁設置法等の一部を改正する法律(以下 「改正法」という。)の施行の日(昭和五十六年 この政令は、地方支分部局の整理のための行

定又はこの政令による改正後のそれぞれの政令それぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規 可その他の処分又は契約その他の行為(以下はこれに基づく命令の規定によりした許可、認 の規定により新潟海運監理部長がした処分等と みなす。 「処分等」という。)は、改正法による改正後の 改正法の施行前に新潟海運局長が法律若しく

八 附 号) 抄

第一条 この政令は、雇用に係る給付金等の整備 の施行の日(昭和五十六年六月八日)から施行 充実を図るための関係法律の整備に関する法律

(労働省令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるものの は、労働省令で定める。 ほか、この政令の施行に関して必要な経過措置

則 (昭和五六年八月三日政令第二六

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和五十六年十月一日 施行する。

三一〇号) (昭和五七年一二月一七日政令第

1

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和五十九年七月一日 施行する。

〇七号) 附 則 (昭和六〇年一二月三日政令第三 抄

1 六八号) 附 則

附 則 (昭和六一年九月三〇日政令第三

する。

(昭和五六年五月二二日政令第

(施行期日)

八附号則

六号) 抄
が則(昭和五九年六月六日政会この政令は、公布の日から施行する。 (昭和五九年六月六日政令第一七

この政令は、公布の日から施行する。 (昭和六一年七月二九日政令第1

この政令は、 公布の日から施行する

この政令は、 公布の日から施行する。

> 三二号) 則 (昭和六三年七月二二日政令第二

(施行期日)

改正する法律(以下「改正法」という。)の施第一条 この政令は、農用地開発公団法の一部を 行の日 (昭和六十三年七月二十三日)から施行

号附

この政令は、公布の日から施行する。 附

この政令は、公布の日から施行する。 八六号)

(施行期日)

平成十四年四月一日から施

号)

八号) 附 抄 (平成四年八月一二日政令第二七

(施行期日)

第一条 この政令は、公害防止事業団法の一部を 改正する法律(平成四年法律第三十九号)の施 行の日(平成四年十月一日)から施行する。

七号則

(平成八年七月五日政令第二一二

る。

この政令は、平成十五年四月一日から施行す

第一条 この政令は、法の施行の日 月二十日)から施行する。

第一条 この政令は、

平成十五年十月一日から施

(施行期日)

九三号)

抄

附

則

(平成一五年六月二七日政令第二

行する。

附

則

(平成一五年七月二四日政令第三

(平成一○年一二月二四日政令第

この政令は、公布の日から施行する。 (平成一一年八月一八日政令第1

(施行期日)

「公団法」という。)の一部の施行の日(1第一条 この政令は、都市基盤整備公団法 年十月一日)から施行する。 (平成十 以

七六号) 則 沙 (平成一一年九月二〇日政令第二

成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年九月二五日政令第四

第四号の改正規定に係る部分に限る。)は、平(平成十二年政令第二百五十五号)第七十八条 び附則第四十四条の規定(国土交通省組織令

(施行期日)

下「法」という。) の一部の施行の日 一年十月一日)から施行する。 (平成十

(施行期日)

第一条 この政令は、 行する。 平成十一年十月一日 エから施

則 (平成一三年六月一五日政令第二

この政令は、 〇四号)

部を改正する法律の施行の日(平成十四年四月一条 この政令は、測量法及び水路業務法の一

(平成二年三月一四日政令第三一

部を改正する法律の施行の日

(施行期日)

四三四号)

則 (平成一三年一二月二八日政令第

公布の日から施行する。

一日)から施行する。

則 抄

(平成一四年一月一七日政令第一

則 (平成三年一二月二五日政令第三

第一条 この政令は、

行する。 (施行期日)

0号)

抄

附

則

(平成

四年六月七日政令第二〇

第一条 この政令は、

則 (平成四年一二月二日政令第三六

行する。

附

則

(平成一五年三月三一日政令第一

平成十四年七月一日から施

二五号)

(施行期日) (平成八年七

四〇七号)

五六号) 抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

二九号)

抄

だし、附則第八条から第四十三条までの規定及8一条 この政令は、公布の日から施行する。た

第一条 この政令は、雇用・能力開発機構法 议

(施行期日) 三八号)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。 までの規定は、平成十五年十月一日から施行すだし、附則第九条及び第十一条から第三十三条 た

八 附 九 号) (平成一五年一二月五日政令第四 抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。 月一日から施行する。 十三条及び第四十四条の規定は、平成十六年四だし、附則第十八条から第四十一条まで、第四

五五五号) 則 (平成一五年一二月二五日政令第

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。た ついては、平成十六年三月一日から施行する。 だし、附則第九条から第三十六条までの規定に

附 則 (平成一五年一二月二五日政令第 五五六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。た は、平成十六年四月一日から施行する。 だし、附則第十条から第三十四条までの規定

0号) 附 則 (平成一六年三月一九日政令第五 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。た だし、附則第九条から第四十四条までの規定 平成十六年四月一日から施行する。

0号) 附則 抄 (平成一六年四月九日政令第一六

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年七月一日から施 行する。 | 令第一項第二号に掲げる漁業をいう。)

八一号) (平成一六年五月二六日政令第一 抄

この政令は、機構の成立の時から施行する。 附則 (平成一七年六月一日政令第二〇

三号)

から施行する。 この政令は、施行日(平成十七年十月一日)

二七号) 附則 (平成二〇年三月三一日政令第一 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、 行する。 平成二十年四月一日 いら施

五号) 則 (平成二一年二月一八日政令第二

この政令は、 公布の日から施行する。

四号) 附 則 (平成二七年三月一八日政令第七

この政令は、 平成二十七年四月一日 から施行

三九六号 則 (平成二八年一二月二六日政令第||五

この政令は、平成二十九年四月一日から施行

号) 則 (令和二年七月八日政令第二一七

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法施行日 二月一日)から施行する。 (令和二年十

別表(第一条関係)

ベルキナ岬突端から樺太西能登呂岬突端正南十域(日本海の海域にあつては、ロシア連邦本土 ||うち、北緯四十三度十秒の線以北の太平洋の海| ||係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和 ||法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関 ||令(漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定め 同じ。)第一項第一号に掲げる漁業をいう。)の ||止前の漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定 |第八号及び第九号において同じ。) をいう。以下 |める政令(昭和三十八年政令第六号)をいう。 第一号)による改正前の旧指定漁業政令(漁業 |二年政令第二百十七号) 第五条の規定による廃 る政令の一部を改正する政令(平成十四年政令 一海里の点に至る直線以北、北緯四十七度の線 沖合底びき網漁業(改正前の旧指定漁業政 ||五号)第一条の規定による改正前の漁業法(昭 ||部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十 きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめを

| 二 以西底びき網漁業(改正前の旧指定漁業政 |以南の海域に限る。) において操業するもの

を操業区域とするもの いて同じ。)のうち、次に掲げるもの 令第一項第三号に掲げる漁業をいう。次号にお |五十九分三十六秒の線以東の太平洋の海域のみ| 北緯十度二十秒の線以北、東経百六十九度 遠洋底びき網漁業(改正前の旧指定漁業政

||度五十九分四十六秒の線以東、西経百七十度| |を操業区域とするもの ||度五十九分三十六秒の線以東、西経百七十度| 度二十五秒の線以東のベーリング海の海域のみ |十五秒の線以西の太平洋の海域及び北緯五十七 |十五秒の線以西の太平洋の海域及び西経百七十 北緯四十八度八秒の線以北、東経百五十二 北緯五十度十一秒の線以北、東経百六十九

||以東、西経百六十六度三十一秒の線以西のベー リング海の海域のみを操業区域とするもの |度十二秒の線以北、西経百七十度二十五秒の線 |ドの地先沖合において操業するもの 遠洋底びき網漁業のうち、ニュージーラ 秒の線、北緯五十度の線及び東経百五十五度の |ことを目的とする漁業を除く。) のうち、北緯四 |線によつて囲まれた海域において操業するもの 十度十秒の線、東経百四十四度五十九分四十六 十五 たら等はえ縄漁業(すけとうだらをとろ

||定漁業政令第一項第十三号に掲げる漁業をいう。) ||うち、浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又 第一項第八号に掲げる漁業をいう。) のうち、浮 漁業政令第一項第十号に掲げる漁業をいう。)の 六 遠洋かつお・まぐろ漁業(改正前の旧指定 |漁業政令第一項第四号に掲げる漁業をいう。) はさめをとることを目的とするもの 北洋はえ縄・さし網漁業(改正前の旧指定 遠洋かつお・まぐろ漁業(旧指定漁業政令 中型さけ・ます流し網漁業(改正前の旧指

とることを目的とするもの |第一項第九号に掲げる漁業をいう。) のうち、浮 きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめを とることを目的とするもの 小型さけ・ます流し網漁業(漁業法等の一 近海かつお・まぐろ漁業(旧指定漁業政令

|し網を使用していかをとることを目的とする漁||以北の太平洋の海域において動力漁船により流 ||十一 ニュージーランドいか釣り漁業(ニュー |和二十四年法律第二百六十七号) 第六十六条第 業(改正前の旧指定漁業政令第一項第四号及び |ことを目的とする漁業をいう。) 以上の動力漁船により釣りによつていかをとる |十二|| いか流し網漁業(北緯二十度二十秒の線 ジーランドの地先沖合において総トン数百トン 一項の小型さけ・ます流し網漁業をいう。)

||を目的とする漁業をいう。) よりはえ縄を使用してさけ又はますをとること ||第五号に掲げるものを除く。) をいう。) 海域において総トン数十トン以上の動力漁船 十三 日本海さけ・ますはえ縄漁業(日本海 たら等はえ縄漁業(動力漁船によりはえ

業区域とするもの ||北の太平洋の海域(北緯四十六度八秒の線以南 |の日本海及びオホーツク海の海域を除く。) を操 |おいて同じ。) のうち、北緯四十四度九秒の線以 |政令第一項第四号、第五号及び第十号から第十 ることを目的とする漁業(改正前の旧指定漁業 縄を使用してたら、めぬけ又はあぶらざめをと 一号までに掲げるものを除く。)をいう。 次号に

|||令(昭和五十二年政令第二百十二号)第一条 |||る漁業等に関する主権的権利の行使等に関する||をいう。) のうち、領海、排他的経済水域におけ ||項に規定する漁業水域(以下「漁業水域」とい |規定による廃止前の漁業水域に関する暫定措 ||かつお又はまぐろをとることを目的とする漁 ||十六 かじき等流し網漁業 (総トン数十トン以 ||上の動力漁船により流し網を使用してかじき、 |法律(平成八年法律第七十六号)附則第三条の 域を操業区域とするもの 規定する海域から成る海域(東京都小笠原村 |よる廃止前の漁業水域に関する暫定措置法施 |成八年政令第二百十二号)||附則第三条の規定に 鳥島に係る領海及び漁業水域を除く。)以外の (昭和五十二年法律第三十一号) 第三条第三

支那海、南支那海、タイ湾及び東インド諸島諸海 東

|ベーリング海、オホーツク海、日本海、 |備考 この表において、「太平洋の海域」には の海域が含まれるものとする。